

美 議 会 第 6 3 号

平成26年 6月18日

請願者

全国B型肝炎訴訟北海道原告団 様

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団 様

薬害C型肝炎訴訟北海道原告団 様

薬害C型肝炎訴訟北海道弁護団 様

美深町議会議長 倉 兼 政 彦



請願の審査結果について

平成26年5月22日付けであなたから提出された請願は、平成26年第2回定例会において審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

件 名	審査結果	紹介議員
ウイルス型肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	採 択	齊藤 和信

美議会第64-2号

平成26年6月18日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団 様

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団 様

薬害C型肝炎訴訟北海道原告団 様

薬害C型肝炎訴訟北海道弁護団 様

美深町議会議長 倉 兼 政 彦



意見書（写）の送付について

平成26年第2回定例会において議決した意見書を別紙のとおり地方自治法第99条の規定により下記のとおり関係機関へ送付しましたのでその写しを送付します。

記

- 1 意見書名 平成26年度ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 2 提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
- 3 議決年月日 平成26年6月13日



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮されていないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、具体的措置が講じられていない状況にある。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1.ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2.身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月18日

北海道美深町議会議長 倉兼 政彦

